

預金保険法第80条に基づく経営に関する計画書

平成14年5月20日

株式会社中部銀行

金融整理管財人

目 次

頁

I. 「経営に関する計画」の基本方針	
1. 円滑な営業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	1
5. 地域経済への配慮	1
II. 業務の暫定的な維持継続に係る方針	
1. 基本運営方針	2
2. 管財人会議・業務運営会議の設置	2
3. 個別業務運営方針	2
(1) 与信業務運営方針	2
(2) 資金調達業務運営方針	3
(3) マーケット業務運営方針	3
(4) 経費運営方針	3
(5) その他の業務運営方針	3
III. 営業譲渡等を円滑に行うための方策	
1. 経営責任の明確化	4
(1) 旧経営陣の辞任等	4
(2) 役員退職慰労金	4
2. 本部組織の改正	4
本部組織図	5
3. 経費の削減	6
(1) 人件費の削減	6
(2) 物件費の削減	6
(3) 営業経費の削減	7
4. 店舗統廃合	7
5. 保有資産の処分	7
6. 子会社・関連会社の見直し、整理・統廃合	8
7. 不良債権の回収強化	8
IV. 法令等の遵守	8
V. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備	8

1. 「経営に関する計画」の基本方針

当行は、平成14年3月8日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し「その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を行ないました。これを受けて同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人としましては、預金保険法第80条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、「経営に関する計画」の基本方針を定めます。

1. 円滑な営業譲渡の早期実施

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、金融仲介機能の維持継続及び企業価値の劣化防止に努め、可及的速やかに株式会社日本承継銀行に対し円滑な営業譲渡を実施致します。

また、営業譲渡までの間、株式会社日本承継銀行とも協力のうえ、早期に再承継（民間受皿）金融機関を確保できるよう努めます。

2. 業務の暫定的な維持継続

営業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、優良な顧客基盤を維持するとともに、金融機関としての信用力の回復、金融仲介機能の維持に努めます。

3. 公的費用の極小化

優良な顧客基盤を維持しながら当行企業価値の劣化を防止し、また、適切な資産や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

4. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当行が「管理を命ずる処分」を受けるまでに至った原因を明確にするため、預金保険法第83条の趣旨に基づき、内部調査体制を整備し、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

5. 地域経済への配慮

優良な顧客基盤と貸出資産の維持に努め、地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の中小企業等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に押え、円滑な業務運営を行います。

II. 業務の暫定的な維持継続に係る方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の管理運営につきましては、預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、預金の全額保護と善意かつ健全な借り手の保護を中心とする金融仲介機能の維持に配慮した適切な業務運営に努めます。

優良な顧客基盤の維持など企業価値の劣化防止のための施策を適時に実施し、お客様、お取引先及び市場の信頼回復に努め、可及的速やかに株式会社日本承継銀行に対し円滑な営業譲渡を実施致します。

具体的な業務については、上記方針のもと、明確で透明度の高い業務運営に努めます。

2. 管財人会議・業務運営会議の設置

当行の最高意思決定機関として、金融整理管財人及び金融整理管財人代理により構成される「管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことといたしました。

また、金融整理管財人、金融整理管人代理及び管財人団と当行役職員との間で十分な審議を行い、業務運営の透明性を確保するため「業務運営会議」を設置いたしました。「業務運営会議」では、重要な融資案件の審査をはじめとする業務運営案件等の審議を行うこととし、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。

3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、預金保険法の趣旨に基づき、金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めます。

① 債務者区別与信方針

与信の取組（新規、継続案件）に当っては、先の金融庁検査にて確定した債務者区分に従って、以下の対応とします。

「正常先」については、企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応じてまいります。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、原則、与信は行いません。

「純新規先」（現在与信取引のない先）に対しては、原則、与信は行いません。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③ 与信残高上限

「正常先」に対する個別の与信残高は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最大与信額（実残高）を超えないものといたします。

「要注意先」に対する個別の与信残高は、原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高（実残高）を超えないものといたします。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

⑤ 異常値（事態）に対する対応

債務者について、延滞発生、融通手形・粉飾発覚等異常値が発生した場合は、取引店より速やかに本部宛報告、今後の対応等の指示を仰ぐこととします。

⑥ 不良債権の管理・回収

特に問題がある要注意先や破綻懸念先以下の貸出について、回収体制を整備し管理・回収に注力いたします。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当行に対する顧客及び市場の信用の回復を図るとともに、顧客基盤の維持に必要な範囲で市場調達を実施してまいります。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、日本銀行静岡支店等の関係先と綿密に連絡を取りながら必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のために万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他行動向及び地域性を十分考慮し、適切に運営いたします。

(3) マーケット業務運営方針

既存顧客との取引基盤の維持に必要不可欠な業務に限定した運営を行います。

なお、投資業務については、業務上必要不可欠なものに限り保有するものとし、リスクを抑えた運営を行ってまいります。

(4) 経費運営方針

経費支出については、業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5) その他の業務運営方針

公金取扱、内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

なお、外為業務については、最終的には撤退の方針といたします。

Ⅲ. 営業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

平成14年3月8日に代表取締役頭取が辞任いたしました。

また、平成14年3月31日に取締役2名、監査役1名の3名が辞任し、更に、平成14年4月1日に常務取締役4名を非常勤取締役に降格させました。

これまでに旧経営陣（取締役もしくは監査役であったもの）13名中4名が辞任し、4名が降格いたしました。

(2) 役員退職慰労金

上記の辞任役員に対する役員退職慰労金は、支給いたしません。

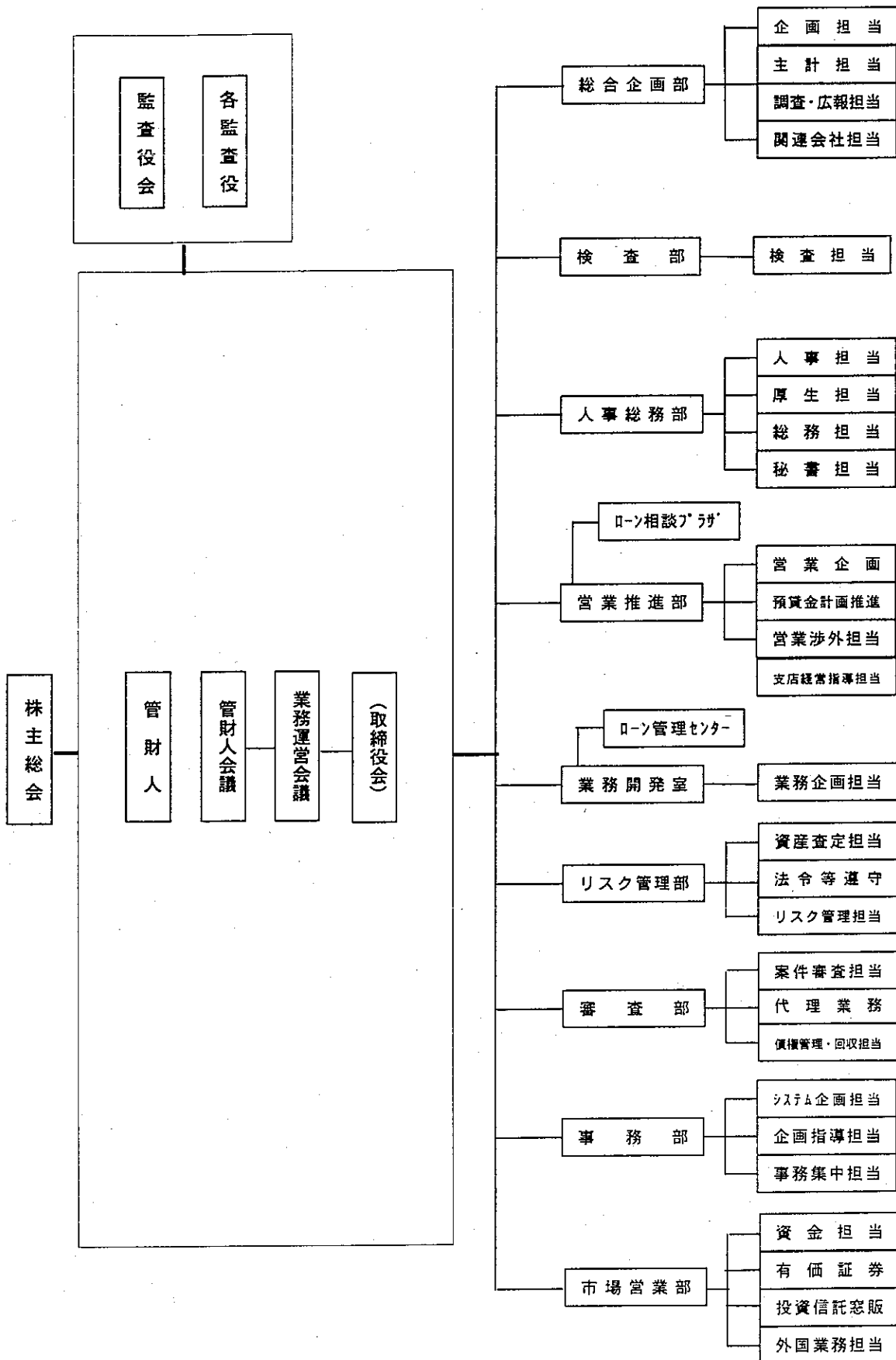
その他の現役員についても、支給しない方針です。

2. 本部組織の改正

営業譲渡作業の効率化の観点から、平成14年4月に組織改正を実施致しました。

改正のポイントとしては、破綻に伴う新規ローンの取扱い減少により、経営効率化の観点からローン相談プラザの相談業務を廃止し、また、株式業務の円滑化を図るため、人事総務部（総務担当）内に株主相談窓口を設置いたしました。

【本部組織図】



3. 経費の削減

(1) 人件費の削減

当行の平成13年9月末の従業員数は793名（ピーク比194名減、同△19.6%）、人件費は19億円（半期ベース）（ピーク比△11億円、同△33.3%）となっております。

平成14年3月末は退職給付債務の一括費用計上（20億円）により、人件費は増加しますが、この特殊要因控除後は、前期比△1億円となっております。平成14年9月期において経費削減の観点から、新規採用の抑制を図ることにより、14年9月末の従業員数は、720名（ピーク比△267名、同△27.0%）、14年9月期（半期ベース）の人件費は、原則、昇給・昇格を停止すること等により、17億円（ピーク比△13億円、同△43.3%）を目標として運営いたします。

○従業員数の推移	(正行員・嘱託・パート・労務合計)
平成 5年9月末（ピーク時）	987名
平成12年3月末	852名
平成12年9月末	865名
平成13年3月末	785名
平成13年9月末	793名（ピーク比△194名、△19.6%）
平成14年3月末（実績）	770名（ピーク比△217名、△21.9%）
※平成14年9月末（目標）	720名（ピーク比△267名、△27.0%）

○人件費の推移	
平成 7年9月期（ピーク時）	30億円
平成12年3月期	24億円
平成12年9月期	25億円
平成13年3月期	19億円
平成13年9月期	19億円（ピーク比△11億円、△33.3%）
※平成14年3月期（見込）	38億円（ピーク比+8億円、+26.6%）
※平成14年9月期（目標）	17億円（ピーク比△13億円、△43.3%）
※上記目標人数を前提とした想定額	

今後も、当行の金融仲介機能を維持しながら店舗及び人員配置の見直しを行なうとともに、さらに必要となる合理化を実施し、営業譲渡手続が進められていく過程で、株式会社日本承継銀行とも協議のうえ、必要に応じ人員の見直しを行なう予定であります。

(2) 物件費の削減

当行では、従来より不必要な物件費の削減に努めてまいりましたが、今後、業務運営に必要な不可欠なものに限定して、消耗品費、広告宣伝費および交際費等の支出の削減に努め、平成14年

9月期は半期18億円（ピーク比△3億円、同△14.3%）を目標としてまいります。

○物件費の推移

平成12年3月期（ピーク時）	21億円
平成12年9月期	20億円
平成13年3月期	20億円
平成13年9月期	20億円（ピーク比△1億円、△4.7%）
※平成14年3月期（見込）	20億円（ピーク比△1億円、△4.7%）
※平成14年9月期（目標）	18億円（ピーク比△3億円、△14.3%）

なお、営業譲渡の過程で、さらに検討を重ねること（店舗統廃合やシステム関連費用の見直し等）により、大幅な経費削減が可能となるものと思料いたします。

(3) 営業経費の削減

人件費、物件費、税金の合計である営業経費については、平成14年9月期は半期37億円（ピーク比△14億円、同△27.4%）を目標といたします。

○営業経費の推移

平成7年9月期（ピーク時）	51億円
平成12年3月期	47億円
平成12年9月期	49億円
平成13年3月期	40億円
平成13年9月期	41億円（ピーク比△10億円、△19.6%）
※平成14年3月期（見込）	60億円（ピーク比+9億円、+17.6%）
※平成14年9月期（目標）	37億円（ピーク比△14億円、△27.4%）

4. 店舗統廃合

店舗の統廃合は、平成12年3月期に3店舗実施しており、現状、44店舗体制となっております。なお、今後の店舗統廃合につきましては、営業譲渡手続が進められる過程において、株式会社日本承継銀行と協議のうえ、効率経営の観点から見直しが必要な店舗については、統廃合等を検討してまいります。

5. 保有資産の処分

当行が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、逐次処分してまいります。

6. 子会社・関連会社の見直し、整理・統廃合

当行の子会社及び関連会社につきましては、各社の位置付けを全面的に見直し、その必要性や、事業の収益性、将来性等を考慮の上、必要に応じて、整理・統廃合を進めてまいります。

7. 不良債権の回収強化

営業譲渡にかかる費用の極小化、資産劣化防止を図るため、不良債権の的確な管理をするとともに可能な限り回収を行ってまいります。具体的には、各営業店において、特に問題がある要留意先及び破綻懸念先の与信保全状況改善（延滞解消、回収促進、保全強化）に取り組み、その進捗状況を本部の審査部に報告させ、同部より営業店に対して適宣指導・助言を行っております。

IV. 法令等の遵守

銀行法その他関係法令を遵守し、預金保険法の趣旨ならびに被管理金融機関としての立場を逸脱することなく、誠実かつ公正な業務運営を行うとともに、かかる環境下において当行の使命を全うするために、当行役職員は、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、すべての職位にわたって高い見識と自己規律を持って行動いたします。

また、日々の業務運営が適切に遂行されることを確保するため、リスク管理部を中心として、コンプライアンスチェックを行なうとともに、検査部による検査を実施し、定期的に金融整理管財人に報告させることといたします。万が一にも関係する内外関係法令・諸規則、及び当行の定める諸規則等に違反する行為、あるいは業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行ってまいります。

V. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備

（内部調査事務局の設置）

預金保険法第83条に定められた当行の旧経営陣（取締役もしくは監査役であったもの）等の職務上の義務違反に基づく民事訴訟、犯罪に基づく刑事上の告訴・告発の調査・報告を行うために、金融整理管財人直属の「内部調査事務局」を設置いたしました。

内部調査事務局は、預金保険機構から派遣された実務精通者により構成されています。

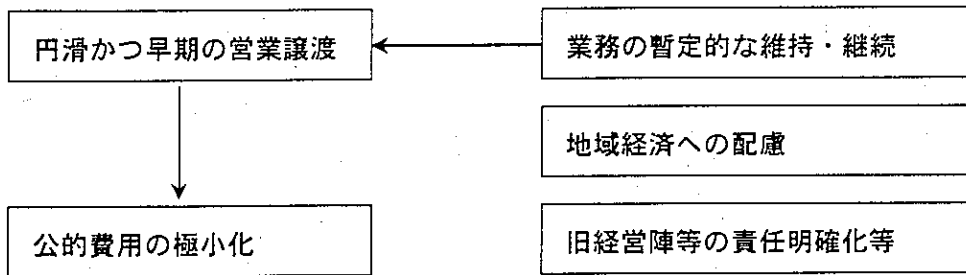
今後、内部調査事務局による調査結果に基づき、必要に応じ民事提訴、刑事告訴・告発等について検討してまいります。

また、上記調査については速やかに完了し、責任の明確化に努めます。

以上

「経営に関する計画」の骨子

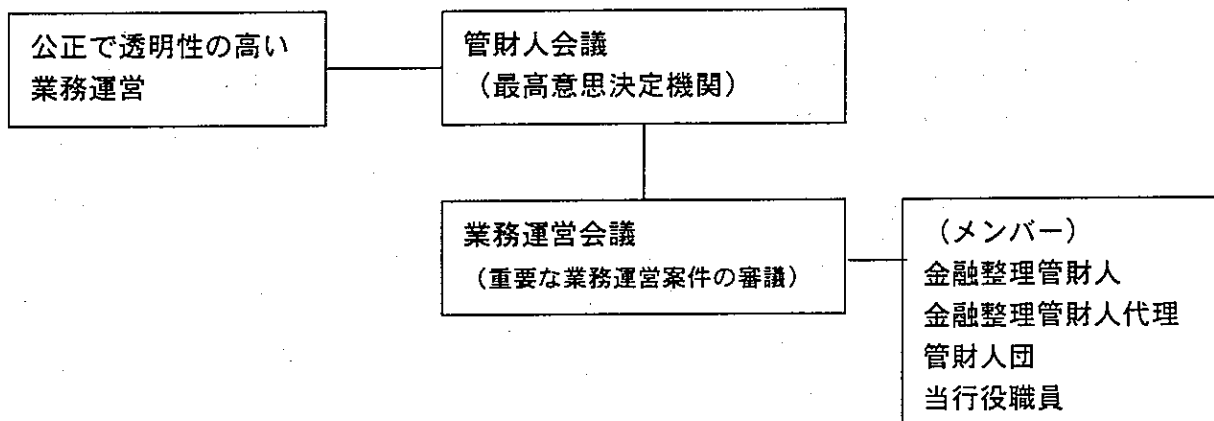
I. 「経営に関する計画」の基本方針



II. 業務の暫定的な維持継続に係る方針

1. 基本運営方針

2. 管財人会議・業務運営会議の設置



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

金融仲介機能の維持に配慮しつつ、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努める。

① 債務者区分別与信方針

与信の取組（新規、継続案件）に当たっては、先の金融庁検査にて確定した債務者区分に従って対応。

「正常先」・・・・・・・・ 企業の信用力や案件の妥当性等を十分に審査し、資金需要に応える。

「要注意先」・・・・・・・・ 債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し適切に対応する。

「破綻懸念先」
「実質破綻先」
「破綻先」 } . . . 原則、与信は行わない。

「純新規先」(現在与信取引のない先) 原則、与信は行わない。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応する。

③ 与信残高上限

「正常先」 原則「管理を命ずる処分」を受けた日から過去1年間の最大与信額(実残高)を超えないものとする。

「要注意先」 原則「管理を命ずる処分」を受けた日の残高(実残高)を超えないものとする。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性並びに収益性等に十分留意し、適切な運営を行う。

⑤ 異常値(事態)に対する対応

延滞発生、融通手形・粉飾発覚等異常値が発生した場合、取引店より速やかに本部宛報告、今後の対応等の指示を仰ぐ。

⑥ 不良債権の管理・回収

特に問題がある要注意先や破綻懸念先以下の貸出について、回収体制を整備し管理・回収に注力する。

(2) 資金調達業務運営方針

- ① 適切かつ正確な情報の提供を行い、当行に対する信用の回復に努める。
- ② 資金繰りを的確に把握し、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行う。
- ③ 調達金利、期間等については、適切な運営を行う。

(3) マーケット業務運営方針

既存顧客との取引基盤の維持に必要な不可欠な業務に限定した運営。
投資業務は、業務上必要不可欠なものに限り保有し、リスクを抑えた運営。

(4) 経費運営方針

業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営を行う。

(5) その他の業務運営方針

公金取扱及び内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続。
外為業務については、最終的には撤退の方針。

Ⅲ. 営業譲渡等を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化

(1) 旧経営陣の辞任等

平成14年3月8日代表取締役頭取が辞任。

平成14年3月31日取締役2名、非常勤監査役1名が辞任。

平成14年4月1日常務取締役4名を非常勤取締役に降格。

また、残る旧経営陣の役員報酬は、一切支払わない方針。

(2) 役員退職慰労金

今回の役員4名の辞任に伴う役員退職慰労金については、支給せず。

その他の現役員についても支給しない方針。

2. 本部組織の改正

(1) ローン相談プラザの相談業務の廃止

(2) 株主相談窓口の設置

3. 経費の削減

○人件費、物件費の節減により、ピーク比△27.4%減を目標

<人員数・人件費・物件費推移と削減目標>

(単位：億円、%)

	ピーク	12年3月期 (実績)	12年9月期 (実績)	13年3月期 (実績)	13年9月期 (実績)	14年3月期 (見込)	14年9月期 (目標)	ピーク比
人員数	987 (5/9期)	852	865	785	793	770 (実績)	720	△267 △27.0%
人件費	30 (7/9期)	24	25	19	19	38	17	△13 △43.3%
物件費	21 (12/3期)	21	20	20	20	20	18	△3 △14.3%
営業経費	51 (7/9期)	47	49	40	41	60	37	△14 △27.4%

※人員数は正行員・嘱託・パート・労務合計

※営業経費＝人件費＋物件費＋税金

4. 店舗統廃合

株式会社日本承継銀行とも協議のうえ、経営効率の観点から見直しが必要な店舗については、統廃合等を検討する。

5. 保有資産の処分

業務運営上必要不可欠のものを除き、逐次処分。

6. 子会社・関連会社の見直し、整理・統廃合

各社の位置付けを全面的に見直し、その必要性や事業の収益性、将来性等を考慮し、整理・統廃合を進める。

7. 不良債権の回収強化

不良債権の現状を調査のうえ、営業譲渡等が実施されるまで、管理・回収の徹底を図り、公的費用の極小化に努める。

IV. 法令等の遵守

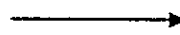
○法令を遵守し、預金保険法の趣旨から逸脱することのない業務運営を行う。

○銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識する。

○厳正な内部検査を継続実施する。

V. 預金保険法第83条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備

旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴、刑事上の告訴・告発



内部調査事務局の設置
(管財人直屬)